

職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 所属部局	政策部・本庁
2 職 階	一般職員
3 年 齢	29歳
4 性 別	男 性
5 事案の概要	環境森林部で勤務していた令和7年2月15日午後7時14分頃、兵庫県南あわじ市内の神戸淡路鳴門自動車道上り線において、最高速度80km/hを62km/h超過の142km/hで走行し、最高速度違反行為で検挙された。その後、同年7月15日に道路交通法第22条第1項に違反したとして、高松簡易裁判所から罰金10万円に処せられたもの。
6 処分の内容	戒告
7 処分の時期	令和7年8月21日